

改正 平成21年3月30日条例第24号

平成21年12月25日条例第118号

平成23年3月31日条例第23号

宮崎市都市景観条例（平成2年条例第9号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条 第8条）
- 第2章 景観計画（第9条 第11条）
- 第3章 景観法の施行に関する事項（第12条 第19条）
- 第4章 屋外広告物の表示等（第20条 第22条）
- 第5章 景観重要建造物等（第23条 第23条の5）
- 第6章 景観まちづくり協定（第23条の6 第23条の10）
- 第7章 表彰、助成等（第24条・第25条）
- 第8章 宮崎市景観審議会（第26条）
- 第9章 雑則（第27条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市の景観の形成に関する基本的かつ必要な事項及び景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の規定に基づく手続等について必要な事項を定めることにより、市民の地域に対する誇りと愛着をはぐくむような美しく魅力ある景観づくりを市民、事業者及び行政が協働して推進し、もって快適で心豊かに過ごすことができるまちづくりに資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、法において使用する用語の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 景観の形成 宮崎らしい、美しく魅力ある景観をまもり、そだて、及びつくることをいう。
- (2) 工作物 建築物以外のもので規則で定めるものをいう。

（市民及び事業者の責務）

第3条 市民は、自らが景観の形成の主体であることを認識し、その個性と創意を発揮することにより、景観の形成に努めなければならない。

2 事業者は、その事業活動の実施に当たっては、景観の形成について必要な配慮をしなければならない。

3 市民及び事業者は、市が実施する景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、景観の形成を図るため、総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、景観の形成に関して国及び他の地方公共団体と相互に連携を図るとともに、必要な措置を講じるよう努めなければならない。

（先導的役割）

第5条 市は、公共施設の整備を行うに当たっては、景観の形成に先導的役割を果たすよう努めるものとする。

(調査研究)

第6条 市は、景観の形成のために講ずべき施策の策定及び実施に必要な調査研究に努めるものとする。

(市民意識の高揚等)

第7条 市は、景観の形成に関する市民の意識を高め、知識の普及を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(景観形成の推進)

第8条 市民、事業者及び市は、相互に連携し、協働して景観形成の推進を図るものとする。

第2章 景観計画

(景観計画の策定)

第9条 市は、景観の形成を総合的かつ計画的に進めるため、その基本となるべき計画として、景観計画を定めるものとする。

2 景観計画においては、法第8条第2項各号に掲げる事項のほか、景観の形成に関し必要な事項を定めるものとする。

3 市は、景観計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第26条第1項に規定する審議会の意見を聴かななければならない。

(重点景観形成地区等)

第10条 市は、景観計画において、景観計画区域のうち、特に景観の形成を図る必要があると認める区域を重点景観形成地区として定めるものとする。

2 市は、前項に定めるもののほか、景観計画において、景観計画区域のうち、市民又は事業者自らが積極的に景観の形成に取り組む区域で規則で定めるものを景観形成推進地区として定めるものとする。

3 市は、重点景観形成地区又は景観形成推進地区を定めようとするときは、景観計画において、当該地区ごとに、法第8条第2項第1号から第3号までに掲げる事項を定めるものとする。

(景観計画への適合)

第11条 次に掲げる行為をしようとする者は、その行為が景観計画に適合するよう努めなければならない。

(1) 法第16条第1項各号に掲げる行為

(2) 屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置

(これらに係る増設、改造、移設又は色彩若しくは表示内容の変更を含む。以下「表示等」という。)

第3章 景観法の施行に関する事項

(行為の届出に添付する書類)

第12条 景観法施行規則(平成16年国土交通省令第100号)第1条第2項第4号に規定する条例で定める図書は、規則で定める図書とする。

(届出が必要な行為)

第13条 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、重点景観形成地区内における次に掲げる行為とする。

(1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

(2) 木竹の植栽又は伐採

(届出及び勧告等の適用除外)

第14条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 重点景観形成地区及び景観形成推進地区の区域外における法第16条第1項第3号に掲げる行為
 - (2) 重点景観形成地区及び景観形成推進地区の区域外における建築物（附帯設備を含む。以下この号において同じ。）の建築等又は工作物の建設等で、次のいずれにも該当しないもの
 - イ その最高部の地盤面からの高さが10メートル以上又は建築物の延べ面積若しくは建築面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積又は建築面積の合計）が300平方メートル以上の建築物の建築等
 - ロ 高さが6メートル以上の煙突及び排気塔の建設等
 - ハ 高さが15メートル以上のコンクリート柱、鉄柱及び木柱の建設等
 - ニ 高さが4メートル以上の記念塔及び装飾塔の建設等
 - ホ 高さが8メートル以上の高架水槽、冷却塔、物見塔、サイロ、石油タンク及びガスタンクの建設等
 - ヘ 高さが5メートル以上の擁壁の建設等
 - (3) 重点景観形成地区内及び景観形成推進地区内における建築物の建築等又は工作物の建設等で、景観の形成に支障を及ぼすおそれがないものとして規則で定めるもの
 - (4) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条の応急仮設建築物及び仮設建築物の建築等
- 2 前項に定めるもののほか、第10条第1項又は第2項の規定に基づき新たに重点景観形成地区又は景観形成推進地区を定めた場合において、当該地区を定めた日の翌日から起算して30日を経過する日までの間に当該地区内で着手する法第16条第1項の規定による届出をしなければならない行為（前項第2号イからへまでに掲げる行為を除く。）については、同条第7項第11号の条例で定める行為とする。

（特定届出対象行為）

第15条 法第17条第1項の条例で定める行為は、法第16条第1項第1号及び第2号に掲げる行為とする。

（行為着手の制限期間の短縮の通知）

第16条 市長は、法第18条第2項の規定により同条第1項本文の期間を短縮したときは、法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者に通知しなければならない。

（完了届）

第17条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為を完了したときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

（指導又は助言）

第18条 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為が景観計画に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、景観の形成を図るため必要な指導又は助言をすることができる。

（勧告、命令等に係る手続）

第19条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告、法第17条第1項若しくは第5項の規定による命令又は前条の指導若しくは助言を行う場合において必要があると認めるときは、第26条第1項に規定する審議会の意見を聴くものとする。

第4章 屋外広告物の表示等

（屋外広告物の表示等の届出）

第20条 重点景観形成地区内又は景観形成推進地区内において、規則で定める屋外広告物の表示等を行おうとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、その内容を市長に届け出なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、第10条第1項又は第2項の規定に基づき新たに重点景観形成地区又は景観形成推進地区を定めた場合において、当該地区内における屋外広告物（次項の規定により規則で定める屋外広告物を除く。）の表示等については、当該地区を定めた日の翌日から起算して規則で定める日数を経過する日までの間は、前項の規定による届出をすることを要しない。
- 3 重点景観形成地区及び景観形成推進地区の区域外において、景観の形成に大きな影響を与えるものとして規則で定める屋外広告物の表示等をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、その内容を市長に届け出なければならない。
- 4 第17条の規定は、第1項又は前項の規定による届出について準用する。
- 5 第1項、第3項又は前項の規定にかかわらず、国の機関又は地方公共団体が行う行為については、第1項又は第3項の規定による届出をすることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、第1項又は第3項の規定による届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長にその旨を通知しなければならない。

（指導又は助言）

第21条 市長は、前条第1項又は第3項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為が景観計画に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、景観の形成を図るため必要な指導又は助言をすることができる。

- 2 市長は、前項の指導又は助言をする場合において必要があると認めるときは、第26条第1項に規定する審議会の意見を聴くものとする。

（乗合自動車に係る屋外広告物の表示の届出）

第22条 宮崎市屋外広告物条例（平成9年条例第71号）第11条の2に規定する屋外広告物を表示しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、その内容を市長に届け出なければならない。

- 2 第20条第5項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

第5章 景観重要建造物等

（景観重要建造物等の指定等の手続）

第23条 市長は、法第19条第1項の規定による景観重要建造物の指定（次項において「景観重要建造物の指定」という。）又は法第28条第1項の規定による景観重要樹木の指定（次項において「景観重要樹木の指定」という。）をしようとするときは、あらかじめ、第26条第1項に規定する審議会の意見を聴かなければならない。

- 2 市長は、景観重要建造物の指定又は景観重要樹木の指定をしたときは、その旨を告示しなければならない。
- 3 前2項の規定は、法第27条第1項若しくは第2項の規定による景観重要建造物の指定の解除又は法第35条第1項若しくは第2項の規定による景観重要樹木の指定の解除について準用する。

（原状回復命令等に係る手続）

第23条の2 市長は、法第23条第1項（法第32条第1項において準用する場合を含む。）の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置を命じようとする場合において必要があると認めるときは、第26条第1項に規定する審議会の意見を聴くものとする。

（景観重要建造物の管理の基準）

第23条の3 法第25条第2項の管理の方法の基準は、次のとおりとする。

- (1) 消火器の設置その他の防災上の措置を講ずること。
- (2) 景観重要建造物の滅失を防ぐため、その敷地、構造及び建築設備の状況を定期的に点検すること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、景観重要建造物の良好な景観の保全のために必要な措置を講ずること。

(景観重要樹木の管理の基準)

第23条の4 法第33条第2項の管理の方法の基準は、次のとおりとする。

- (1) 景観重要樹木の良い景観を保全するため、せん定その他の管理を行うこと。
- (2) 病害虫の駆除その他の景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐために必要な措置を講ずること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、景観重要樹木の良い景観の保全のために必要な措置を講ずること。

(管理に関する命令又は勧告の手続)

第23条の5 市長は、法第26条又は法第34条の規定により必要な措置を命じ、又は勧告しようとする場合において必要があると認めるときは、第26条第1項に規定する審議会の意見を聴くものとする。

第6章 景観まちづくり協定

(景観まちづくり協定の締結等)

第23条の6 一定の区域内の土地の所有者及び借地権を有する者(以下「土地所有者等」という。)は、当該土地の区域における景観の形成のためのまちづくりに関する協定(以下「景観まちづくり協定」という。)を締結することができる。

2 景観まちづくり協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 景観まちづくり協定の名称
- (2) 景観まちづくり協定の目的
- (3) 景観まちづくり協定を締結した土地所有者等の代表者(以下「代表者」という。)の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)
- (4) 景観まちづくり協定の目的となる土地の区域(以下「景観まちづくり協定区域」という。)
- (5) 景観の形成のための次に掲げる事項のうち、必要なもの
 - イ 建築物の形態意匠に関する基準
 - ロ 建築物の敷地、位置、規模、構造、用途又は建築設備に関する基準
 - ハ 工作物の位置、規模、構造、用途又は形態意匠に関する基準
 - ニ 屋外広告物の表示等に関する基準
 - ホ その他景観の形成に関する事項
- (6) 景観まちづくり協定の変更及び廃止の手続きに関する事項

3 代表者は、規則で定めるところにより、当該景観まちづくり協定が適当であるかどうかにつき、市長の認定を受けることができる。

4 市長は、前項の認定の申請があった場合において、当該景観まちづくり協定の内容が規則で定める要件の全てを満たすときは、当該景観まちづくり協定が適当である旨の認定をするものとする。

5 市長は、前項の認定をしたときは、規則で定める事項を告示するものとする。

(景観まちづくり協定の変更)

第23条の7 代表者は、前条第3項の認定を受けた景観まちづくり協定において定めた事項を変更したときは、規則で定めるところにより、市長の認定を受けなければならない。ただし、その変更が規則で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。

2 前条第4項及び第5項の規定は、前項の変更の認定について準用する。この場合において、同条第4項中「当該景観まちづくり協定の内容」とあるのは「当該変更後の景観まちづくり協定の内容」と、「当該景観まちづくり協定が適当である」とあるのは「当該変更が適当である」と読み替えるものとする。

3 代表者は、第1項ただし書の軽微な変更があったときは、規則で定めるところにより、その内容を市長に届け出なければならない。

4 市長は、前項の規定による届出があった場合において、当該届出の内容が前条第5項の規則で定める事項の変更であるときは、その旨を告示するものとする。

(景観まちづくり協定の廃止及び認定の取消し)

第23条の8 代表者は、第23条の6第3項又は前条第1項の認定を受けた景観まちづくり協定を廃止したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、景観まちづくり協定の認定を取り消すことができる。

(1) 前項の規定による景観まちづくり協定の廃止の届出があったとき。

(2) 景観まちづくり協定の内容が第23条の6第4項の要件を満たさなくなったと認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、景観まちづくり協定の内容又はその運用の状況が、景観の形成を図る上で、適当でなくなったと認められるとき。

3 市長は、前項の規定により、景観まちづくり協定の認定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

(景観まちづくり協定に係る指導、助言等)

第23条の9 景観まちづくり協定区域内の土地所有者等は、当該景観まちづくり協定区域内において、第23条の6第3項又は第23条の7第1項の認定を受けた景観まちづくり協定に定められた事項に適合しない行為をしようとする者又はした者(次項において「行為者」という。)に対して、当該景観まちづくり協定に配慮し、必要な措置をとるべき旨の要請をすることができる。

2 前項の場合において、市長は、行為者に対して、当該景観まちづくり協定に配慮し、必要な措置をとるべき旨の指導をし、又は景観の形成を図るため必要な助言をすることができる。

3 市長は、前項の指導又は助言をする場合において必要があると認めるときは、第26条第1項に規定する審議会の意見を聴くものとする。

(借主の地位)

第23条の10 景観まちづくり協定に定める事項が建築物又は工作物(屋外広告物を掲出する物件を含む。以下この条において同じ。)の借主の権限に係る場合においては、その景観まちづくり協定については、当該建築物又は工作物の借主を土地所有者等とみなして、この章の規定を適用する。

第7章 表彰、助成等

(表彰)

第24条 市長は、景観の形成に寄与していると認められる建築物、工作物その他の物件について、その所有者、設計者、施工者等を表彰することができる。

2 市長は、景観の形成に関する活動を推進している者その他景観の形成に貢献している者を表彰することができる。

(景観の形成に係る助成等)

第25条 市長は、景観の形成のために必要と認める場合は、技術的援助を行い、又はその費用の一部を予算の範囲内において助成することができる。

第8章 宮崎市景観審議会

(設置等)

第26条 この条例及び宮崎市屋外広告物条例に定める事項のほか、市長の諮問に応じ、景観の形成に関する事項を調査審議するため、宮崎市景観審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 次に掲げる事項を調査審議するため、必要があるときは、審議会に部会及び特別委員を置くことができる。
 - (1) 第9条第3項、第19条、第21条第2項、第23条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)、第23条の2、第23条の5及び第23条の9第3項の意見に関する事項
 - (2) 前号に掲げるもののほか、審議会が部会において調査審議することが適当であると認める事項
- 6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。
- 7 特別委員は、その者の委嘱に係る調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

第9章 雑則

(委任)

第27条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例(以下「新条例」という。)の施行の際現に存する改正前の宮崎市都市景観条例(以下「旧条例」という。)第8条第1項の規定により定められた都市景観基本計画は、新条例第9条第1項の規定により定められた景観計画とみなす。
- 3 新条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に旧条例第11条、第16条及び第16条の2の規定により届出がなされた行為については、新条例の規定は適用せず、なお従前の例による。
- 4 旧条例第30条第1項の規定により置かれた宮崎市都市景観審議会(以下「旧審議会」という。)は、新条例第26条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。
- 5 この条例の施行の際現に旧審議会の委員である者は、この条例の施行の日に、新条例第26条第2項の規定により、審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、同日における旧審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 6 施行日前にした旧条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(宮崎市屋外広告物条例の一部改正)

- 7 宮崎市屋外広告物条例の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(宮崎市緑のまちづくり条例の一部改正)

- 8 宮崎市緑のまちづくり条例(平成14年条例第45号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(清武町の編入に伴う経過措置)

- 9 清武町の編入の日の翌日から起算して30日を経過する日までの間に同町であった区域内で着手する法第16条第1項の規定による届出をしなければならない行為については、同条第7項第11号の条例で定める行為とする。
- 10 清武町の編入の日の翌日から起算して30日を経過する日までの間に同町であった区域において第20条第3項の屋外広告物の表示等をしようとする者については、同項の規定は、適用しない。

附 則(平成21年3月30日条例第24号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第14条第1項の規定は、平成21年10月1日以後に着手する同項各号に掲げる行為について適用し、同日前に着手するこれらの行為については、なお従前の例による。

附 則（平成21年12月25日条例第118号）

この条例は、平成22年3月23日から施行する。

附 則（平成23年3月31日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。